

# 建設企業常任委員会会議録

平成23年12月13日

北 見 市 議 会

午前 9時57分 開 議

○（河野委員長） ただいまから建設企業常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○（井上次長） ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は7名全員出席であります。以上であります。

○（河野委員長） 今定例会におきまして私ども建設企業常任委員会に付託されました議案の審査を行うわけではありますが、審査につきましては、付託されておりますレジュメに従い順次行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時58分 休 憩

---

午前 9時58分 再 開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、都市建設部所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○（井南部長） おはようございます。それでは、私から今定例会に提案させていただきました都市建設部所管の案件の主な点についてご説明させていただきます。

初めに、議案第1号平成23年度北見市一般会計補正予算についてであります。最初に土木費の道路橋りょう維持費では、街路灯の修繕費について不足分が見込まれることから計上させていただきました。

次に、道路整備事業費では、端野町7号線道路改良工事といたしまして国の交付金追加配分に伴い、国、道との協議が調いましたことから、平成23年度繰越明許費として計上させていただきました。

次に、住宅管理費では、市営住宅の小破修繕費について不足分が見込まれることから計上させていただきました。ものでございます。

次に、議案第13号北見市緑ヶ丘公園に係る指定管理者の指定についてでございますが、平成23年度末

で指定期間が満了いたします緑ヶ丘公園の指定管理者の更新につきまして選定結果がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

なお、詳細につきましてはそれぞれ担当課長より説明させていただきます。

○（豊田課長） 道路管理課にかかわります12月補正概要につきまして、委員会資料により説明させていただきます。

委員会資料1ページの道路橋りょう維持費では、北見自治区で管理する街路灯約2,600基のうち不点灯修理などにかかる経費に今後不足が見込まれることから、施設修繕料としまして140万円を補正計上させていただきました。

以上で道路管理課に係る補正概要の補足説明を終わらせていただきます。

○（高橋課長） 続きまして、私から補足説明をさせていただきます。

委員会資料同じく1ページをごらんください。道路整備事業費の端野町7号線道路改良工事に係る工事請負費4,000万円を補正計上させていただきました。箇所図は2ページに示しております。市道端野町7号線道路改良工事は、東11号から東13号区間の両側歩道設置工事で、今年度は東13号から東11号に向かい、箇所図では黒実線になります。片側歩道460メートルを施工中です。平成23年度国の社会資本整備総合交付金の追加から、端野町7号線道路改良工事が平成23年度繰越明許費として承認されましたので、補正予算として計上させていただきました。

事業内容は、今年度の工事に引き続き東11号までの延長640メートル、幅員2.5メートル、箇所図では今年度実施した黒実線から東11号までの白黒破線で片側歩道改良工事を実施するものです。端野町7号線の歩道整備につきましては、平成23年度から平成26年度の4年間で両側歩道整備計画として進めていますが、端野中学校の移転に伴う生徒の安全な通学路の確保からも早期完成に向け取り進めていくものであります。なお、端野中学校前の東13号から東15

号間につきましては、平成21年度に新設道路として整備を終えております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○（石川課長） それでは、引き続きまして総務課所管の補正予算についてご説明させていただきます。

資料1ページをごらんください。土木費の住宅管理費でございますが、維持補修費として市営住宅の老朽化並びに入退去に伴う自然劣化による壁紙張りかえや畳の取りかえなどの改修経費としての小破修繕費不足が見込まれますことから、1,000万円を補正計上したところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○（原田課長） それでは、公園緑地課が所管いたします施設にかかわる指定管理者の指定手続につきまして、委員会資料に基づきご説明させていただきます。

委員会資料3ページをお開きください。公園緑地課が所管する公園施設のうち、平成24年度に指定管理者の指定を更新する施設は、北見市緑ヶ丘公園の1施設でございます。北見市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第2条に基づき、10月13日に開催いたしました第1回指定管理者選定委員会において、募集要項の審査、承認をいただき、平成23年10月17日から11月10日まで北見市のホームページなどで掲載して募集を行いましたところ、団体名称、北見市大通西5丁目8番地、協同組合北見園芸協会、代表理事田巻秀隆氏1件の応募があり、11月16日に開催いたしました第2回指定管理者選定委員会においてご審議をいただき、北見市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第4条及び北見市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱第5の2の(2)の規定により採決いたしました結果、北見園芸協会が選定されましたので、ご報告いたします。

なお、新たに指定管理を行います期間につきましては、平成24年4月1日から平成27年3月31日の3カ年となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○（河野委員長） 補足説明が了しましたので、都市建設部を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

○（表 委員） 住宅管理費について少しお伺いいたします。今回補正で1,000万円計上しているのですが、年間通しての予算の金額と、それと小破という形ですので、どのぐらいの金額をいうのか、それと年間どのぐらいの修繕する件数があるのか、以上お聞きします。

○（白井係長） お答えいたします。昨年度、平成22年度決算ベースでございますが、入退去修繕にかかわるものは件数が199件で、金額が3,590万円余り、それから入居中修繕に関しましては779件、3,400万円余りとなっております。1件当たりにはいたしませんと、入退去時修繕に関しましては18万円強、入居中の修繕に関しましては4万3,600円ほどとなっております。

以上です。

○（中崎委員） 道路橋りょう維持費の関係で、不点灯の修理ということで計上されていますが、今市内1,500灯ぐらいの防犯灯がLEDにかわり始めています。その中で街路灯の部分も大型サイズのLEDがカタログで出始めていますが、その辺の検討状況を少しお聞かせください。

○（豊田課長） LEDの検討につきましては、今国の情報等を収集しており、これから国の動向を見て検討していきたいと考えております。

以上です。

○（松谷委員） 先ほどの表委員の市営住宅の関係ですけれども、関連の質問をしたいと思えます。入退去にかかわって小破修繕をするということでございますけれども、自然劣化あるいは生活の中での汚れというのは自然と出てくるものでありますけれども、一般的に民間のマンションあたりですと、やはり入居してたまたま例えばどこかの壁が破れている、

破損しているなど、そういう場合には入居者にその分の修繕費を請求するということがあるのですが、今まで北見市ではどのような請求が行われていたのか、事例があれば示してください。

○（白井係長） お答え申し上げます。入居中、入退去修繕のいずれもそうなのですが、入居者の責めに帰す場合、故意、誤って壁を破ってしまったですとかふすまを破ってしまったですとかいう部分に関しては、入居者の負担でこれまでも修繕を行ってきております。

以上です。

○（松谷委員） それで、去年はそれなら何件ほど請求した件数ありますか。

○（河野委員長） 暫時休憩いたします。

午前10時09分 休憩

---

午前10時09分 再開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（石川課長） ご質問の入居者負担の修繕の関係なのですが、今現在数字をここで押さえていませんので、調べまして後でご報告させていただきたいと思っております。

○（松谷委員） 入退去にかかわっては結構件数多いので、やはりある程度そういう数字はきちんと押さえておいていただきたいなというのと、もう一つ、最近よく聞かれるのが公営住宅に関しては生き物を飼うことは一応禁止されていますけれども、中には一部猫、犬等を飼っていらっしゃる場所もあると聞いております。その辺どのように把握しているのか、そしてなおかつ入退去にかかわって動物を飼っている場合はにおい等する場合もありますので、そういう場合はどうするのか、お考え聞かせてください。

○（石川課長） 入居者に対しては、入居の際に当然私ども動物だとかの飼育についてはできないとい

うことできちんと事前に説明をしておりますが、やはり長く生活している上ではどうしてもペットを飼っている世帯もございます。それで、1軒1軒調べているわけではないのですが、常にそういう苦情だとか情報が寄せられるたびに個別に対応したり、時にはその住棟全体にチラシを配ってそのことの注意をしているような状況でございます。それでもやはり完全にそれがなくなるという状況には今なっていないので、その後どうするかということについては今後の検討課題になるのかなと考えております。

それで、においなど退去時にその辺の経費はどうするのかということですが、当然猫等を飼っていてにおいや壁紙を壊したなどということになれば、入居者の負担を強いて直していつてもらっているような状況でございます。

以上でございます。

○（松谷委員） 大体わかりましたけれども、最近そういうペット類飼われる方すごく多いのです、それは市営住宅だけでなく、これからもまだそういうペット類は飼われることが多くなると予想されますので、例えば将来的には公営住宅、市営住宅においても一部もうペットを飼ってもいいような住宅をつくるかということも今後は考えていく必要があるのではないかなと思うのです。これは意見ですので、そういうことも今後踏まえているいろいろ検討していただきたいと思っております。

○（河野委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） なければ、以上で都市建設部の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

---

午前10時14分 再開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、企業局所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○（守谷局長） おはようございます。それでは、私から企業局所管の下水道事業会計補正予算と条例改正につきまして、その主な概要をご説明申し上げます。

議案第3号の下水道事業会計では、社会資本整備総合交付金の追加交付に関連いたしまして、平成24年度におきます予定事業の一部前倒しによる補助としまして国、道との協議が調いましたことから、管渠整備費では北3号幹線枝線新設工事など8路線、処理場整備費では北見市浄化センター高压受電設備更新を公共下水道事業として補正計上したところであります。

次に、議案第8号の条例改正では、北見市水道及び下水道事業の設置等に関する条例及び北見市簡易水道事業条例におきまして温根湯温泉地区簡易水道事業の給水区域拡張について、本年8月2日に水道法第10条第1項に基づく事業の変更が認可されたことに伴い、所要の改正をいたすものであります。

詳細につきましては、担当課長、担当係長より補足説明いたしますので、ご審査のほどよろしく願いいたします。

○（伊藤課長） おはようございます。それでは、お手元の委員会資料に基づき、企業局所管の補正概要につきましてご説明いたします。

資料1ページをお開きください。平成23年度下水道事業会計補正予算につきましてご説明いたします。資本的収入の国庫補助金では、大震災に伴い被災地への重点化を図る観点から、社会資本整備総合交付金において一部執行を留保されておりましたが、さきの閣議で留保は解除され、さらに追加交付に際し国及び北海道と補助事業としての協議が調いましたことから、国庫補助金及び企業債を財源に資料下段、資本的支出の管渠整備費に7億4,240万円、処理場整備費に3億1,900万円を補正計上いたすものであります。

資料2ページをお開きください。下水道管渠工事

施工箇所図であります。下段に一覧表がございますが、1番の北3号幹線枝線新設工事から8番の常呂川第3幹線枝線新設工事までの8路線を緊急合流改善事業として汚水管8,214メートル、雨水管424メートルを実施する予定でございます。

次に、資料3ページをお開きください。浄化センター工事施工箇所図であります。管理棟内に設置後29年を経過しております高压受電設備の更新を実施する予定であります。

なお、今回の補正予算につきましては、年度内に発注を行います。平成24年度に建設改良繰り越しとして一部当初予算にて執行を留保されておりました事業とあわせて繰り越しし、事業を実施する予定でございます。

私からは以上でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○（田中係長） おはようございます。それでは、私から北見市水道及び下水道事業の設置等に関する条例及び北見市簡易水道事業条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、本年2月4日及び11月21日に開催の当常任委員会でご報告いたしました留辺薬町川北、大和、花丘地区の水道未普及地域解消及び滝の湯地区簡易水道事業を廃止し、温根湯温泉地区簡易水道事業の給水区域への統合などにより、北見市水道及び下水道事業の設置等に関する条例及び北見市簡易水道事業条例の一部を改正するものでございます。

委員会資料4ページをお開き願います。まず初めに、北見市水道及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正ですが、第2条第3項の温根湯温泉地区の給水人口及び1日最大給水量を変更し、滝の湯地区を削除するものでございます。

次に、委員会資料5ページ及び6ページにつきましては、北見市簡易水道事業条例の一部改正ですが、第3条の表中において温根湯温泉地区の給水区域に留辺薬町川北、留辺薬町大和、留辺薬町滝の湯を追

加し、給水人口と1日最大給水量を変更するとともに、滝の湯地区を削除いたします。

第4条の事務所の設置については、条例の必須要件ではないため削除し、各条を繰り上げ、第6条の後段を削除し、文言の整理をするものであります。

私からは以上でございます。

○(河野委員長) 補足説明が了しましたので、企業局を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

○(中崎委員) 今回の社会資本整備総合交付金ということで、職員の頑張りで大変北見市にとっては有利な交付金をいただいて、直していくということのはわかるのですが、やはり合流改善ということでブロックごとの工事になっていると思うのです。その中でまた掘り返しているという声がしょっちゅう聞こえてくるのです。その辺の市民にとってどういう環境保全並びに生活のライフラインの快適化を目指しているということを啓発周知するために、チラシなどをお配りして、市民の理解を得た上で工事がやれるように図っていったほうがいいのではないかと思います。職員が一生懸命頑張っただけの交付金をいただいてきても、なかなかそれが市民に映っていないというところがあるので、やはり頑張りがかかるような啓蒙をしていったほうがいいのではないかと思います。それに対して局長からでも何かお話があればお聞かせください。

○(守谷局長) 今中崎委員から非常にありがたいお言葉をちょうだいしましたが、市民に対する事業の理解を得るための啓発周知についてどういう手法があるのか、広報紙を用いて北見市の下水道事業はどのようなふうに行われている、どのような方向性を持って事業を進めているかということについて理解を求めるといことも必要かと思えます。その点も考えながら、どのような手法で市民周知を図っていくかというのも内部で協議をしながら進めたいと思えますし、市民の方に迷惑をかけているということも事実でございますので、道路工事等、道路の通行上で

きるだけ支障のないような、そういう工事の進め方についても関係機関と協議をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○(水上委員) 今回の工事によって合流改善率がどのぐらいにいくのか、何%ぐらいになるのか教えてください。またあと、これ平成25年度に工事完了予定ということになっているのですけれども、予定どおり終わるのかどうかもお伺いいたします。

今回の工事の発注時期と雇用人員はどれぐらい、どの程度予想しているのか、また地元の企業にどれぐらい経済効果があるのかお聞かせください。お願いします。

○(菊池課長) 水上委員の今回の工事によって合流改善率が何%なのか、また予定どおり平成25年度に完了するかについてですが、合流改善率は今回の補正で4%増になり、約92%に達する予定であります。合流式下水道緊急改善計画どおり、平成25年度完了を目指して進めているところです。また工事発注時期と地元企業への経済波及効果についてでございますが、下水道会計補正における工事の発注時期は年度内を予定しております。また、地元企業の経済波及効果については、公共事業の早期発注による切れ目ない事業の実施並びに通年雇用、季節労働者の早期雇用などの就労機会の確保、前払い金による円滑な資金運用、資材購入による波及効果などの観点から、相当の効果があるものと考えております。

次に、予想される雇用人員についてでございますが、管渠布設工事では労務費におおむね40%程度、高圧受電更新工事ではおおむね労務費で12%程度、合わせまして約2万500人程度予定を見込めるところであります。このことにより、地元経済の雇用対策によって、より一層貢献できるものと考えております。

以上であります。

○(中崎委員) 今の平成25年度の終了を目指しているという単純なお答えだったのですが、平成25年度に交付税措置とか有利なものが終わるのだということなのだろうか。その辺少しお聞かせください。

○（佐藤次長） 合流式下水道緊急改善計画は、平成17年度から平成25年度までの10カ年で計画を実施し、平成26年度から下水道法施行令が改正になりまして、公共水域への水質基準を吐き口からのBODを70から40にしなければいけないという部分もございまして、その法律を遵守すべく対策を今講じているところでございます。そういう意味で平成25年度までの100%を目指しているところでございます。

以上でございます。

○（松谷委員） 私からは、北見市水道及び下水道事業の設置等に関する条例及び北見市簡易水道事業条例の一部を改正する条例についてでありますけれども、第1条関係と第2条関係の条例の改正で、それぞれ附則についてはこの条例は規則で定める日から施行するとなっておりますけれども、いつのどの時点で施行するのかまずお示しをいただきたいのと、この事業は平成28年までということでございますけれども、今後どのようなスケジュールで進めていくのか、その辺もお示しください。

○（田中係長） 今松谷委員からご質問のありました改正条例の施行日と事業のスケジュールについてご説明いたします。事業の変更認可にかかわる北海道との協議の中で、認可の要件として関係条例の改正を求められておりました。そのため今議会への提案をさせていただきましたが、条例の施行日につきましては事業が完了し、全区域への給水を開始する平成29年4月1日を予定しているところでございます。

また、2点目として今後のスケジュールでございますが、平成23年度より事業が進められており、今年度につきましては調査測量及び実施設計を、平成24年度につきましては配水池及び配水管布設工事を、平成25年度からは浄水場の建設が計画されております。平成29年度からの給水開始に向けて事業を進めていく予定と聞いております。

以上、私から説明終わります。

○（河野委員長） ほかにご質疑のある方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） なければ、以上で企業局の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

---

午前10時29分 再開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

次に、討論の通告がありませんので付託議案4件を一括採決いたします。

お諮りいたします。本案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） ご異議なしと認めます。

よって、本案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員会報告の文案については、正副委員長において作成の上、12月15日の午前9時50分から委員の皆さんにお諮りしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午前10時30分 閉議

---